

前橋市産業立地推進事業経営戦略

団 体 名 : 群馬県前橋市

事 業 名 : 宅地造成事業

策 定 日 : 令和 5 年 4 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 34 年度

1. 事業概要

(1) 経緯と現状

本市では、昭和35年に前橋工業団地造成組合を地方自治法第284条第1項に基づく一部事務組合として設立し、工業団地および付随する住宅団地を開発・造成・分譲してきました。組合は平成25年度末をもって解散し、平成26年4月1日には組合の売却可能資産(土地など)および負債を承継するとともに、産業用地等の宅地造成事業を実施するため、前橋市産業立地推進事業特別会計を設置しました。

解散前の組合による分譲を含め、これまでの分譲実績は、工業団地約436ha、住宅団地約121haに及びます。

現在は、組合から承継した資産の売却および活用を推進しているほか、新たに2か所(西善中内産業用地・駒寄スマートIC産業団地)で産業団地開発を進めています。

(2) 承継した資産

前橋工業団地造成組合から承継した資産のうち、令和4年度末において売払い(分譲)のできていない主な資産は以下のとおりです。これらについては、早期の売却および活用を推進し、管理資産の低減と一般会計への繰入を行います。

- ・ローズタウン住宅団地F地区西 5.4ha(令和28年まで貸付中、事業用定期借地)
- ・ローズタウン住宅団地F地区西 0.3ha(貸付中、毎年度更新)
- ・ローズタウン住宅団地F地区西 0.2ha
- ・ローズタウン住宅団地F地区北 3.0ha
- ・ローズタウン住宅団地B地区 4.3ha(未造成地)

(3) 施工地区1 西善中内産業用地

西善中内産業用地(5.7ha)は前橋市の南部に位置し、既存の西善工業団地、中内工業団地の間に位置していますが、県道高崎駒形線に隣接し、北関東自動車道前橋南ICや駒形ICへのアクセスが良好な好立地の産業用地です。

令和3年度に区画整理事業の認可を受け用地買収および造成を開始し、現在は用地買収および造成が完了しています。令和3年度には分譲の公募を行い、応募企業多数により完売状態となりました。(分譲面積4.3ha)今後は、売買契約を進め令和5年度に土地代金納付、所有権移転登記、引渡し、その後令和6年度には換地処分となり事業が完了する予定です。

(4) 施工地区2 駒寄スマートIC産業団地

駒寄スマートIC産業団地(20.9ha)は、前橋市の北西部に位置し、関越自動車道駒寄スマートICに隣接するアクセスが良好な好立地の産業団地です。

令和4年度に工業団地造成事業の認可を受け、現在は用地買収を進めており、造成工事は令和5年度に着手する予定です。なお、用地買収費や分譲価格等が公表できる状況に至っていないことから今回の「経営戦略」においては作成する「投資・財政計画」から除いています。

(5) 事業形態

| 法適(全部適用・一部適用) 非適の区分 | 非適 | 事業開始年月日 | 平成26(2014)年度～ |
|------------------------|--------------------|-----------|---------------|
| 職 員 数 | 5人 (一般会計事務との兼務) | 事 業 の 種 類 | 内陸工業用地等造成事業 |
| 民 間 活 用 の 状 況 | ア 民間委託 | — | |
| | イ 指定管理者制度 | — | |
| | ウ PPP・PFI | — | |

(6) 土地造成状況等

| 施 工 地 区 名 | 西善中内産業用地 | |
|--|---------------------------------------|--------------------------|
| 土地造成状況 (令和5年度までに造成) (令和5年度までに売却) *1 | ア 総事業費 | 1,296,988,000 円 |
| | イ 総面積 | 57,151.32 m ² |
| | ウ m ² 当たり造成予定単価 (ア / イ) | 22,694 円/m ² |
| | エ 売却予定代金 *2 | 1,299,712,000 円 |
| | オ 売却予定面積 | 42,592.58 m ² |
| | カ m ² 当たり売却予定単価 (エ / オ) | 30,515 円/m ² |
| | キ 事業費回収率 (エ × 100 / ア) | 100.21 % |
| 元金債発行状況 (令和5年度までに償還) | 発行額累計 | 1,114,200,000 円 |
| 造成地処分状況 (令和4年度) ※直近年度分を記載 | ア 売却代金 | 0 円 |
| | イ 売却面積 | 0 m ² |
| | ウ m ² 当たり売却単価 (ア / イ) | 0 円/m ² |

*1 造成が開始された地区であって処分が完了していない地区について記載すること。

*2 一部売却済の土地については、当該土地の売却価格とすること。

売出土地については、財政健全化法施行規則第4条第2項に規定する評価を行った価額とすること。

未売出土地については、完成後の販売予定価格、財政健全化法施行規則第4条第2項に規定する評価を行った価額又は近傍類似の土地の価格変動を勘案して帳簿価格を加減した額のいずれかの額とすること。

(7) 現在の経営状況

| | | | | | | |
|--|----|-----------|----|------------|----|--------------|
| 事業費回収率 ※過去3年度分を記載 | R2 | — % | R3 | — % | R4 | — % |
| 地方債残高 ※過去3年度分を記載 | R2 | 32,300 千円 | R3 | 756,200 千円 | R4 | 1,114,200 千円 |
| 上記のうち満期一括 償還地方債残高 ※過去3年度分を記載 | R2 | 32,300 千円 | R3 | 756,200 千円 | R4 | 1,114,200 千円 |
| 上記のうち、5年以内に 償還期限が到来するもの ※過去3年度分を記載 | R2 | 32,300 千円 | R3 | 756,200 千円 | R4 | 1,114,200 千円 |
| 売却用土地の時価 評価(相当)額 ※過去3年度分を記載 | R2 | — 千円 | R3 | — 千円 | R4 | — 千円 |
| 地方債償還のための 積立金残高 ※過去3年度分を記載 | R2 | 0 千円 | R3 | 0 千円 | R4 | 0 千円 |
| 他会計補助金累計額 ※過去3年度分を記載 | R2 | 0 千円 | R3 | 0 千円 | R4 | 0 千円 |
| 売却予定地計画 年度経過率 ※過去3年度分を記載 | R2 | 0.00 % | R3 | 0.00 % | R4 | 0.00 % |

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】

当該団地事業の経営見込みについて、土地の分譲公募前から多くの引き合いがあり、造成工事完了前に公募を実施し、立地予定企業が決定している。令和5年度に土地引渡しを行い、直ちに地方債の償還実施が見込まれている。

(8) 賃貸方式により造成地等を活用する場合における活用状況

地方債による借入が事業期間内での満期一括方式であるため、事業費回収が数十年に渡ることになる賃貸方式による活用は、原則、行わない。

2. 将来の事業環境

(1) 周辺の社会経済情勢の状況

【全国及び県内の状況】経済産業省による工場立地動向調査結果における群馬県の製造業等の立地動向は毎年上位である。なお、直近の2021年通期(1月～12月)の調査の結果においても、立地件数は49件で、全国第4位、立地面積は67.2haで同第6位という結果であった。

【市内の状況】新型コロナウイルス禍による景気悪化の影響はあるものの、新型コロナウイルス禍において海外工場生産依存の弊害による生産工場等の国内回帰や、近年の風水害によりハザードマップの浸水想定区域外への立地希望する声が増えている。しかし、市内の一定規模の工業系用途地域の空きがないため、事業者の声に応えることができない状態である。

(2) 土地造成・処分の見通し

・本市は、関越自動車道をはじめ、北関東自動車道や上武道路などにより市内での企業立地の潜在的可能性は高いと推察されるにもかかわらず、市内には企業立地の受け皿となる産業用地の在庫がない状況である。

・また、企業の立地動向が好調を維持しているため、この好機を逃すことなく早急に当該産業用地予定地や新たな産業団地を確保して企業立地を推進する必要がある。

・なお、当該産業用地予定地は、各幹線に近接し、各幹線に至るまでの道路幅も適していることからアクセスが良いと判断できるため、様々な業種の立地が見込めるスペックを持っている。

・このことから、当該産業用地予定地は当然のこと、立地環境を慎重に選定すれば今後の新たな産業団地についても、順調に土地処分が進むものと考えている。

| 施 工 地 区 名 | 西善中内産業用地 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|----|--|--|--------|-----------|--|-----------|
| 項 目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 合計 | | | | | | |
| 造成計画 | | | | | | | | | | | | |
| 造成面積(m ²) | | | | | | | | | 57,151 | | | 57,151 |
| 処分計画 | | | | | | | | | | | | |
| 売却面積(m ²) | | | | | | | | | | 42,593 | | 42,593 |
| 売却単価(千円/m ²) (年度ごと平均) | | | | | | | | | | 30.52 | | 30.52 |
| 土地売却収入(千円) | | | | | | | | | | 1,299,712 | | 1,299,712 |
| 当該年度末(予定) 未売却面積(m ²) | | | | 0 | | 0 | | | | | | |

(3) 組織の見通し

当事業に係る事務は、産業政策課職員や工事担当課職員が兼務することにより実施していることから、職員給与は、一般会計負担となっている。なお、職員の「定員の管理」は、本市の定員管理に関する計画に基づいている。

3. 経営の基本方針

売れ残りリスクを避けるとともに、多数の立地希望事業者が土地分譲公募に参加しやすくなるよう、ある程度の土地面積調整が可能であるオーダーメイド方式を基本とする。ただし、売払いが不可能となる残地が発生しないよう、調整も行う。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| | |
|-----|--|
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・全般的に、工事等発注においては、合算契約、一括契約などを活用し、造成費用を抑える。 ・ただし、一部工事等については、土地売却後に買主において当該実施をすることが時間及び費用対効果において効率的と思われるものは、市において当該工事を実施をせず、買主により、当該工事を実施するものとする。 |
|-----|--|

| |
|---|
| <p><土地買収費> 不動産鑑定士による鑑定評価により算出した。</p> <p><補償費> 既設の電柱や水道管の移設にかかる費用を補償した。そのほか支障物件については、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき補償額を算定した。</p> <p><造成費(道水路、上下水道敷設工事等)> 過去の実績等に基づいた金額とした。</p> <p><その他> 不動産鑑定のほか基本計画・設計などの地方債対象外となる委託料とし、過去の実績等に基づいた金額とした。</p> |
|---|

② 収支計画のうち財源についての説明

| | |
|-----|--|
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地売払価格は、不動産鑑定士による鑑定評価を基本としたうえで、収支均衡を考慮した価格設定とする。 ・地方債は、原則、満期一括償還であるが、土地売払収入があり、後の造成工事費の確保ができた場合、繰り上げ償還を実施する。 |
|-----|--|

| |
|---|
| <p><土地売払収入> 地方債の償還財源は、全て土地売払収入としており、収支均衡を基本とした収支計画としている。そのため、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえた適切な価格を念頭に置きつつ、収支が均衡するように土地売払価格設定をする。</p> <p><地方債> 一定の土地売払収入が見込める段階となるまで、財源として地方債によって賄うものとする。</p> <p><他会計繰入金> 地方債の対象とならないものについては、土地売払収入が見込める段階となるまで、保有する資産の土地賃借料のほか、一般会計からの繰入や当該特別会計の前年度繰越金等を一時的に充てる。</p> |
|---|

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

| |
|--|
| <p><委託料(維持管理費、広告宣伝費)>過去の実績に基づき、現在の金額に改めて予測した。</p> <p><職員給与費>当事業に係る事務は、一般会計事務職員等が兼務することにより、一般会計の負担としているため、当会計においては職員給与費は発生しない。</p> <p><造成計画における雑費>過去の実績に基づき、現在の金額に改めて予測した。</p> <p><支払利息>既発債分は、償還予定により算定し、新初債分は、満期又は返済までの期間を償還期間とした場合の長期借入れ率で試算するなどして、適切に算定する。</p> |
|--|

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

| | |
|-------------|--|
| 既存の造成計画の見直し | 重大な社会環境の変化が起きた場合、又は設計の実施及び造成における工事において、収支均衡の観点から当該計画を継続することが困難となる事象が発生した場合は、見直すことも考えられる。 |
| 新規造成計画 | 新規造成を行う場合は、企業の立地需要動向を注視したうえで、あらかじめ収支の見込みを算出し、特別な事情がなく、健全な収支計画の策定が見込める案件に限り実施することが考えられる。 |
| 民間活用 | 新規造成や土地売却の民間活用が効率的・効果的であれば、民間開発事業者と連携した効率的な造成計画の推進や広報営業活動を行うことが考えられるため、今後、検討していく。 |
| その他の取組 | — |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 土地売却の促進 | 西善中内産業用地については、売却予定先である優先交渉権者を選定済みである。 今後ほかの産業用地造成時の土地売却について、以下のような取り組みを検討することが考えられる。 1 企業立地セミナー開催又は参加、独自又は関係機関と連携した企業訪問等での誘致活動 2 金融機関や民間開発事業者と連携した宣伝広告 3 事業拡張や移転を希望する既存市内事業者への情報提供 |
| 売却単価の設定 | 今後も、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえた適切な価格設定を基本としたうえで、土地売却代金をもって造成費用を賄えるように売却単価を設定する。なお、造成工事においては、合算契約、一括契約などを活用することにより造成費用の削減を図り、より確実に造成費用を賄えるようにする。 |
| 地方債 | 今後も、財政の健全性を維持することを前提にしつつ、土地売却代金をもって利息を含む地方債を返済できるよう地方債を発行する。原則、満期一括償還となっているが、工事完了となる前に、土地売却代金の収入があった場合、工事完了までの施工費等を確保したうえで、繰り上げ返済を検討する。 |
| 繰入金 | 今後も、土地売却代金をもって造成費用を賄えるよう実施するため、特別な事情がない限り、繰入を実施しない。 |
| 資産の有効活用等による収入増加の取組 | 今後も、施工中に土地売買契約し、工事完了後直ちに引き渡しをするため、有効活用する事案は無し。 |
| その他の取組 | — |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--------|--|
| 委託料 | 今後においても、該当する主なもの及び考え方は、次のとおりである。 維持管理費:まとめて契約することや、頻度、方法をより効率的になるように検討して実施する。 広告宣伝費:立地セミナーなどを関係機関と共同実施、又は、共同で広告するなど、効率的かつ廉価で実施できる方法を用いる。 |
| 職員給与費 | 今後も、当事業に係る事務は、産業政策課職員等が兼務することにより、一般会計の負担としているため、職員給与費は発生しない。 |
| その他の取組 | — |

5. 公営企業として実施する必要性

* 内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業について記載すること。

| | |
|----------------------|--|
| 公営企業として実施する 必 要 性 | 本市においては、本事業を実施できる既存の第三セクター等は無く、土地開発公社や工業団地造成組合についても平成25年度に解散していることから、あらためて別法人格による実施は、事実上実現しない。また、本事業については、産業政策の一環として行うもので、既存企業の再整備及び事業拡張や地域経済の活性化を目指すものであることから必要である。 |
|----------------------|--|

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

- 1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。
 - (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
 - (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
 - (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
 - (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- 3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|-------------------------|--|
| 経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項 | 本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗状況等の評価・検証を行った上で、定期的、又は社会環境の変化等を踏まえつつ造成工事の進捗状況や土地の分譲状況に応じ、適宜改定を行っていく。 経営戦略の改定を行った場合は、議会に報告するとともにホームページ上に公表し、速やかに住民にお知らせする。 |
|-------------------------|--|

投資・財政計画(西善中内産業用地)

(単位:千円,%)

| 区 分 | | 年 度 | | ~R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | 合 計 |
|--|-------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| | | (決 算) | (決 算) | (決 算) | (決 算) | (決 算) | (決 算) | (決 算) | (決 算) |
| 収益的収入 | 1 総 取 益 (A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,299,712 | 0 | 1,299,712 |
| | (1) 営 業 収 益 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,299,712 | 0 | 1,299,712 |
| | ア 土 地 等 売 却 収 入 | | | | | | 1,299,712 | | 1,299,712 |
| | イ 受 託 工 事 収 益 (C) | | | | | | | | 0 |
| | ウ そ の 他 | | | | | | | | 0 |
| | (2) 営 業 外 収 益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ア 他 会 計 繰 入 金 | | | | | | | | 0 |
| | イ そ の 他 | | | | | | | | 0 |
| | 2 総 費 用 (D) | 0 | 883 | 997 | 1,832 | 0 | 3,712 | | |
| | (1) 営 業 費 用 (E) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ア 職 員 給 与 費 | | | | | | | | | 0 |
| イ ち 退 職 手 当 | | | | | | | | | 0 |
| イ そ の 他 | | | | | | | | | 0 |
| (2) 営 業 外 費 用 (F) | 0 | 883 | 997 | 1,832 | 0 | 3,712 | | | |
| ア 支 払 利 息 | | 883 | 997 | 1,832 | | 3,712 | | | |
| イ ち 一 時 借 入 金 利 息 | | | | | | | | | 0 |
| イ そ の 他 | | | | | | | | | 0 |
| 3 収 支 差 引 (A)-(D) (E) | 0 | △ 883 | △ 997 | 1,297,880 | 0 | 1,296,000 | | | |
| 資本的収入 | 1 資 本 的 取 入 (F) | 54,878 | 727,419 | 363,929 | 0 | 0 | 1,146,226 | | |
| | (1) 地 方 債 | 32,300 | 723,900 | 358,000 | 0 | 0 | 1,114,200 | | |
| | 建設改良費に係る地方債 | 32,300 | 723,900 | 358,000 | | | 1,114,200 | | |
| | 元 利 金 債 等 | | | | | | 0 | | |
| | (2) 他 会 計 補 助 金 | | | | | | 0 | | |
| | (3) 他 会 計 借 入 金 | 22,578 | 3,519 | 5,929 | | | 32,026 | | |
| | (4) 固 定 資 産 売 却 代 金 | | | | | | 0 | | |
| | (5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 | | | | | | 0 | | |
| | (6) 工 事 負 担 金 | | | | | | 0 | | |
| | (7) そ の 他 | | | | | | 0 | | |
| 2 資 本 的 支 出 (G) | 54,850 | 726,464 | 362,960 | 1,285,228 | 12,724 | 2,442,226 | | | |
| (1) 建 設 改 良 費 | 54,850 | 726,464 | 362,960 | 139,002 | 10,000 | 1,293,276 | | | |
| 土地買収費・補償費 | 165 | 570,770 | 28,112 | 4,000 | | 603,047 | | | |
| 造 成 費 | 34,900 | 154,428 | 330,061 | 116,772 | 10,000 | 646,161 | | | |
| 職 員 給 与 費 | | | | | | 0 | | | |
| そ の 他 | 19,785 | 1,266 | 4,787 | 18,230 | | 44,068 | | | |
| (2) 地 方 債 償 還 金 (H) | 0 | 0 | 0 | 1,114,200 | 0 | 1,114,200 | | | |
| 建設改良費に係る地方債償還金 | | | | 1,114,200 | | 1,114,200 | | | |
| 元 利 金 債 等 償 還 金 | | | | | | 0 | | | |
| (3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 | | | | 32,026 | | 32,026 | | | |
| (4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 | | | | | 2,724 | 2,724 | | | |
| (5) そ の 他 | | | | | | 0 | | | |
| 3 収 支 差 引 (F)-(G) (I) | 28 | 955 | 969 | △ 1,285,228 | △ 12,724 | △ 1,296,000 | | | |
| 収 支 再 差 引 (E)+(I) (J) | 28 | 72 | △ 28 | 12,652 | △ 12,724 | 0 | | | |
| 積 立 金 (K) | | | | | | | | | |
| 前年度からの繰越金 (L) | | 28 | 100 | 72 | 12,724 | | | | |
| 前年度繰上充用金 (M) | | | | | | | | | |
| 形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N) | 28 | 100 | 72 | 12,724 | 0 | | | | |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (O) | 28 | 100 | 72 | 12,724 | | | | | |
| 実 質 収 支 黒 字 (P) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| (N)-(O) 赤 字 (Q) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$) | | | | 0 | | | | | |
| 収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$) | | 0 | 0 | 116 | | | | | |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (S) | 0 | 0 | 0 | 1,299,712 | 0 | 1,299,712 | | | |
| 地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100) | - | - | - | 0 | - | | | | |
| 健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U) | - | - | - | - | - | | | | |
| 健全化法施行令第3条第1項第4号二に規定する土地収入見込額 (V) | 0 | 0 | 0 | 1,299,712 | 0 | | | | |
| 健全化法施行規則第9条第5号Bにより算定した未売出土地収入見込額 (W) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X) | 0 | 54,878 | 782,297 | 1,146,226 | 1,299,712 | | | | |
| 健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(X)×100) | - | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 他 会 計 借 入 金 残 高 (Y) | 22,578 | 26,097 | 32,026 | 0 | 0 | | | | |
| 地 方 債 残 高 (Z) | 32,300 | 756,200 | 1,114,200 | 0 | 0 | | | | |

当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 区 分 | | 年 度 | | ~R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | 合 計 |
|--------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | (決 算) | (決 算) | (決 算) | (決 算) | (決 算) | (決 算) | (決 算) | (決 算) |
| 収益的収支分 | うち基準内繰入金 | | | | | | | | |
| | うち基準外繰入金 | | | | | | | | |
| 資本的収支分 | うち基準内繰入金 | 22,578 | 3,519 | 5,929 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | うち基準外繰入金 | 22,578 | 3,519 | 5,929 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 22,578 | 3,519 | 5,929 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

